

# 2-1. EV普及のための充電器の整備に向けた見直し

## 【現状と課題】

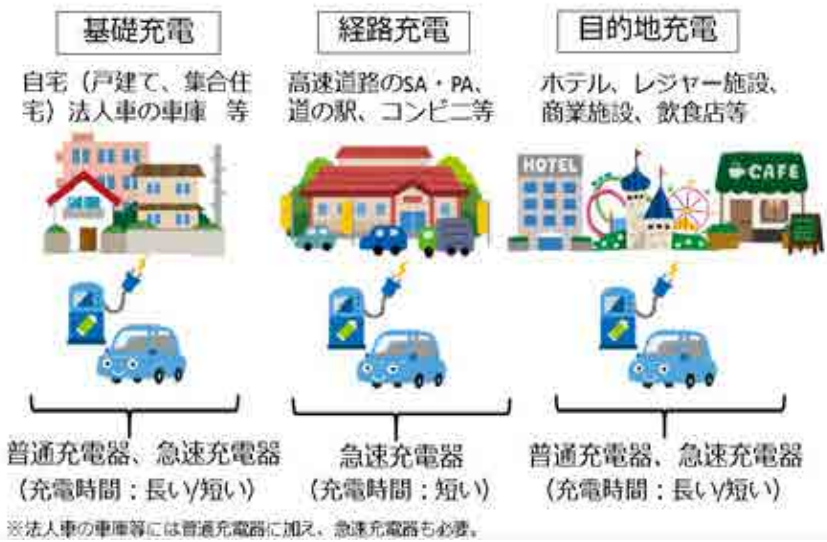
- 2050年カーボンニュートラル社会の実現に向けて、走行時に二酸化炭素を排出しないEVの普及が重要であるが、その前提として、EV用充電器の整備を進める必要がある。
- EV用充電器は設置場所・目的場所別に基礎充電、経路充電、目的地充電の3種類があるが、これらに係る充電器がバランスよく設置され、適切な場所に適切な数、充電出力等の性能が十分確保された充電器を設置することが重要である。
- この点、EV充電器の導入については、国の目標として、「2030年までに充電インフラ15万基」（うち、急速充電器3万基）との目標が示されているが※1、EV用充電器の普及は現状において十分ではない※2。

※1:『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画』の実施についての総合経済対策の重点事項(令和4年10月)及び「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」(経済産業省令和3年6月)  
 ※2: 2022年3月時点で29,463基

## 【今後の改革の方向性】

- 経路充電、基礎充電、目的地充電に係る充電器がバランスよく設置され、適切な場所に適切な数、充電出力等の性能が確保された充電器を設置するため、EV用充電器の整備に係るロードマップを策定。
  - ① 高速道路におけるEV用充電器の整備に関するロードマップ **[措置済み]**
  - ② ①以外の経路充電、基礎充電、目的地充電に係るEV用充電器の整備に関するロードマップ **[令和5年度上期目途措置]**
- 高速道路のSA・PAにおけるEVの充電渋滞の解消に向けて、高速道路を一時退出した上で、高速道路近傍のEV用充電器を利用できるようにするため、高速道路からの一時退出による充電器利用でも一時退出しない場合と同じ料金を適用できるよう措置する。 **[令和6年度措置]**
- 新築集合住宅を供給する事業者に対し、自社が供給する集合住宅へのEV用充電器の積極的な設置について要請文書の発出等を行うとともに、補助制度の改善等を行う。 **[令和5年度上期目途措置]**
- より多くのEV用充電器の保安を主任技術者が担当できるよう、外部委託承認制度における点検頻度の在り方・換算値等の見直しについて検討を行い、結論を得次第速やかに措置する。 **[令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置]**

## <EV用充電器の設置場所と出力の関係>



(出典: 令和4年11月11日 第24回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 委員提言の参考資料集より抜粋)

## 2-2. 住宅・建築物関係①：住宅におけるエネルギーマネジメントの円滑化

### 【現状と課題】

- 住宅内の太陽光発電と蓄電池機器等について、適切な制御を行い自家消費を最適化※するスマートホームシステム「HEMS」が導入されつつある。 ※例えば、晴れの日には太陽光発電の電気をエコキュートのお湯の沸上げに使う。蓄電池にためた電気を天候が悪い日に家電の制御に使う等。
- このHEMSは、昨今の電力価格高騰や災害時のレジリエンスの観点から重要性を増している。具体的には、HEMSによって、個々の住宅で、電力のピークシフトを図ることが可能となり、支払う電気料金の抑制にも繋がり、停電時の非常用電源としても活用可能となる。
- 一方、HEMSに関しては、2012年に、経済産業省が標準規格として「ECHONET Lite」を推奨していたが、各事業者が販売する機器によっては、接続できない旨の事業者・消費者等の声がある。また、HEMSは省エネにも効果的であるが、HEMSに係る国の省エネ目標の算定について、エネルギーマネジメントに使用されるとは限らないスマートスピーカー等のスマートホームデバイスも含まれている。

### 【今後の改革の方向性】

- ECHONET Lite機器であれば、ホワイトリスト等で限定をされることなく、メーカーを問わず、接続可能となるよう、ECHONET Liteに関する制度設計の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

**[令和5年10月までの可能な限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置]**

- ECHONET Liteでの接続システムだけでなく、近年国内で登場したAPIを活用したスマートホームのシステムや海外の新たな通信規格を活用したスマートホームのシステムが混在する環境下でも、特定の通信規格によらず、包括的に接続可能となる新たなシステムの導入を可能とするガイドラインの活用に向け、事業者働きかけを行う。

**[令和5年10月までの可能な限り早期に措置]**

- 「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」等における省エネ目標の算定について、現状では、エネルギーマネジメントを行うとは限らない「スマートホームデバイス」が含まれているところ、

①「スマートホームデバイス」の導入について、それがエネルギーマネジメントにつながるのか否か及びその省エネ効果について検討する。 **[令和5年内のできるだけ早期に開始]**

②省エネ目標については、①における検討結果等を踏まえて修正要否について検討したうえで、必要な措置を講ずる

**[令和5年度から検討を開始し、結論を得次第速やかに措置]**



(出典：日本電気計器検定所HP)

# 2-3. 住宅・建築物関係②：建築物における再生可能エネルギー発電設備の設置促進

## 屋上に架台を取り付けて太陽光パネルを設置する際の建築基準法における取扱いの明確化

### 【現状と課題】

- 建築物の屋上に架台を取り付けてその上に太陽光発電設備を設置しようとする場合において、当該架台の下の空間が居住、作業、物品の保管・格納等の屋内的用途に供されると解釈されると、建築基準法上、床面積等の計算に算入され、当該建築物に関する容積率の制限等を受けることとなり、当該太陽光発電設備を設置できないこととなる。
- この点、キュービクルや空調の室外機などが屋上に置かれている場合、その上に架台を設けて太陽光発電設備を設置する際の**解釈が明確でない**ことから、太陽光発電設備の設置を断念せざるを得ない場合がある。

### 【改革の方向性】

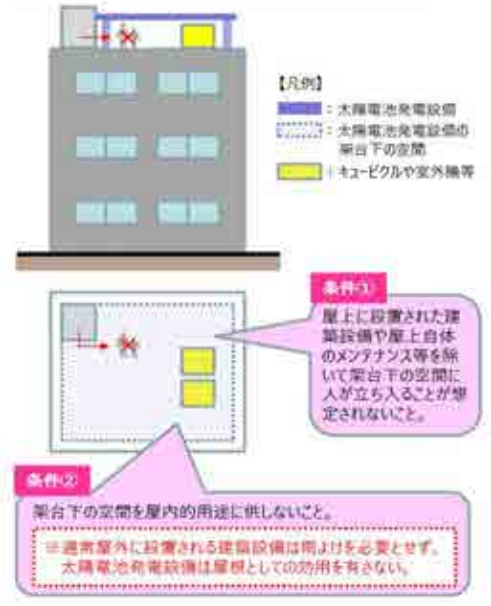
- 建築物の屋上に架台を取り付け、その上に設置する太陽電池発電設備について、**当該太陽電池発電設備の架台下の空間にキュービクルや室外機等の建築設備が設置されることのみをもって、建築基準法上、床面積に算入されないこと等を明確化するための措置を行う。**

**[措置済み]※**

※令和5年3月に通知を発出したことをもって措置済み

### ＜屋上に太陽光パネルを設置する際の取扱い＞

○ 太陽電池発電設備が主要構造部に当たらず、当該太陽電池発電設備の架台下の空間が床面積及び階数に算入されない例



出典：国住指第473号 令和5年3月13日 建築物の屋上に太陽電池発電設備を設置する際の建築基準法の取扱いについて（技術的助言）の参考

## 2-4. リチウムイオン蓄電池の普及拡大に向けた消防法の見直し

### 一般取扱所におけるリチウムイオン蓄電池の消火設備に関する見直し

#### 【現状と課題】

- 消防法上の一般取扱所のうち、例えば、クラウドサービス等に使用するサーバーの保管を行うデータセンター等においては、サーバーの電源としてリチウムイオン蓄電池を設置することで、非常用電源として使用でき、サーバーの省エネ効果も期待できるため当該蓄電池の設置が進んでいる。
- 現行の消防法上、リチウムイオン電池については、**消火方法として水（スプリンクラーでの消火）は認められておらず、不活性ガス等の別の消火方法を用いる必要がある**とされている。
- もっとも、不活性ガスでの消火方法よりも、スプリンクラーの方が設置コストを抑制できる等のメリットがあることに加え、諸外国の基準の中には、**不活性ガスよりもスプリンクラーの方が消火に有効として推奨されている例がある**。

#### 【今後の改革の方向性】

- **一般取扱所におけるリチウムイオン電池の消火設備について、スプリンクラーを消火設備とすることを可能とするため必要な措置を講ずる。**  
**[令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置]**

### 鋼板製の筐体で覆われる車載用リチウムイオン蓄電池についての指定数量の合算方法の見直し

#### 【現状と課題】

- EVに使用される車載用リチウムイオン蓄電池の保管の際、消防法上、指定数量を超える場合は火災による被害拡大防止のため、建物への防火対策等が必要となってしまう。
- もっとも、**リチウムイオン蓄電池は充電率によって火災の規模が大きく変わるため、これを踏まえた規制の合理化を図るべき**。

#### 【今後の改革の方向性】

- **鋼板製の筐体で覆われ、かつ充電率が一定値以下等の要件を満たすものについては、指定数量の合算から除外するよう必要な措置を講ずる。**  
**[令和5年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置]**

## 2-5. 電力システムに係る見直し①

### 北海道エリアの出力変動対策要件により再エネ発電設備に併設した既設の蓄電池の見直し

#### 【現状と課題】

- 北海道エリアでは、太陽光・風力発電設備の導入が進む中で、系統の接続可能量の限界に近づきつつあったことから、再エネ発電設備に蓄電池を併設することが実質的に義務付けられてきた（出力変動対策要件）。
- その後、最新の知見等を踏まえ、シミュレーションを行った結果、当面の間は調整力不足が生じる断面が限られるとして、令和5年7月以降に接続検討申込を行う新設設備に関しては出力変動対策要件の廃止が決定された。
- しかし、既設設備については、引き続き、出力変動対策要件が課されており、蓄電池の能力を十分に活用できない状況となっている。

#### <シミュレーションのイメージ>



#### 【今後の改革の方向性】

- 最新の再エネ設備導入量や北海道本州間の地域間連系線の運用実態等を踏まえたシミュレーションを行い、既設設備の蓄電池の活用可能性やその在り方について検討し、必要な措置を講ずる。【令和5年度内を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

### 再エネ設備併設蓄電池の有効活用に向けた措置

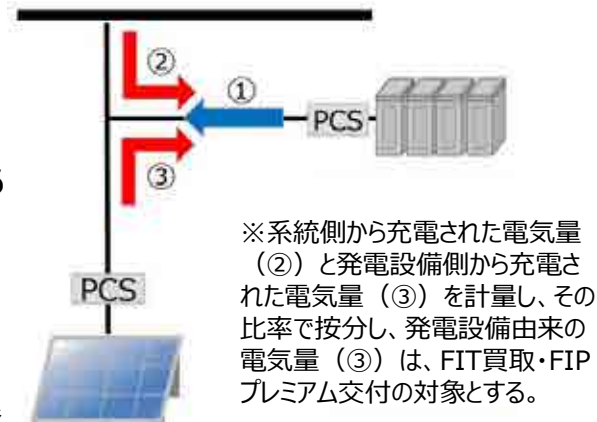
#### 【現状と課題】

- 太陽光や風力発電設備など、変動性再エネが増加する中で、蓄電池は電気の余剰時には充電し、不足時には放電することができ、需給バランスを保つ上で非常に有効。
- FIT・FIP電源においても、蓄電池を併設することが望ましいが、現状では系統からの充電が認められておらず、自ら発電したものでしか充電できない。
- この制約のため、蓄電池の能力を十分に生かした運用ができず、蓄電池の併設が進まない一因となっている。

#### 【今後の改革の方向性】

- FIT・FIP電源に併設する蓄電池について、系統側からの充電を認めるとともに、発電設備由来の電気量については、FIT買取・FIPプレミアム交付の対象とするための必要な措置を講ずる。【令和5年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

#### <措置のイメージ>



## 2-6. 電力システムに係る見直し②

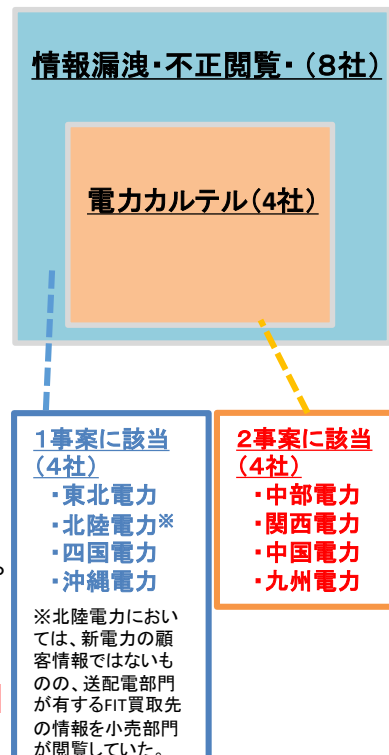
### 電力市場における公正競争環境確保に向けた方策の検討

#### 【現状と課題】

- 2022年12月以降、一般送配電事業者が保有する新電力の顧客情報が、大手電力会社の小売部門によって不正に閲覧されていた事案が多数判明。※7社（東北電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力）  
※北陸電力は、「新電力の顧客情報の不正閲覧はなかった」と電取委に対して報告しているが、同社の送配電部門による個人情報保護委員会への報告では、同部門がFIT買取を行っている1,408の需要家の情報（契約者氏名、電話番号、北陸電力とのFIT買取契約の容量、お客さま番号等）が北陸電力の小売部門側から閲覧可能になっており、北陸電力による個人情報保護委員会への報告では、437名が閲覧したとされている。
- また、大手電力4社（小売部門等含む6社※）が独占禁止法に違反し、カルテルを結んだとして、2023年3月30日に公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令（合計約1010億円）が発出され、さらに、公正取引委員会から電力・ガス取引監視等委員会に対し、公正な競争を阻害する可能性のある行為について、情報提供がされた。※中部電力、中部電力ミライズ、中国電力、九州電力、九電みらいエナジー、関西電力（関電は課徴金は免除）
- これらの事案を踏まえ、電力市場における公正競争環境確保に向けた方策を検討する必要がある。

#### 【今後の改革の方向性】

- 経済産業省は、コンプライアンスの徹底に向けて、コンプライアンスを含め内部監査を行う組織について、外部専門家を入れるなど、被監査部門に対して十分けん制機能が働くよう独立性を高める等の必要な指導を行う。  
[令和5年度上期可能な限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置]
- 経済産業省は、今後、小売電気事業の健全な競争の実現に向け、発電事業者に対する卸売における内外無差別を強化するための方策（制度措置、行政措置の要否含め）を検討し、必要な措置を講ずる。  
[令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置]
- 経済産業省は、新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえた罰則の強化や業務停止命令等の行政上の制裁について、その必要性や妥当性等を検討し、必要な措置を講ずるとともに、カルテルを含む電気事業の健全な発達を阻害する行為について、独占禁止法との関係に留意しつつ、電気事業法に基づく規律の強化を検討し、必要な措置を講ずる。  
[令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置]
- 経済産業省は、電気事業者の組織の在り方について、次のような点について引き続き検討する。
  - ①旧一般電気事業者の送配電部門の所有権分離についてその必要性や妥当性、長所・短所を含め検討。
  - ②電気事業者の発電部門と小売部門の組織の在り方に関し、発販分離及び会計分離については、各事業者の事業戦略に基づき選択可能であるという前提の上で、検討。  
[令和5年度を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置]
- 公正取引委員会は、電力分野において、独占禁止法上問題となる事実が認められた場合は、引き続き、独占禁止法上のあらゆる手段を排除せず、厳正・的確に対処する。  
[令和5年度以降継続的に措置]



## 2-7. 再生可能エネルギー及び水素の利用促進に係る保安規制の見直し

### 風力発電の電力保安通信用電話設備の在り方の見直し

#### 【現状と課題】

- 一定規模以上（出力2,000kW以上等）の風力発電所への設置が求められる電力保安通信用電話設備（保安用電話）については、**現状、専用回線を用いた専用の通信用電話設備を施設**する必要がある。
- 一方、風力発電設備が僻地にある場合や、小規模な再エネ発電事業者が自ら敷設、維持する場合は**コスト負担が大きいため、安全を確保しながらも、当該方法以外の通信手段を許容することが求められる。**

#### 【今後の改革の方向性】

- 電力保安通信用電話設備について、**衛星電話等のその他の手段の活用により、非常時に確実に必要な保安上の措置を取ることの出来る手段を講ずれば、専用の通信用電話設備の設置を免除することについて検討を行い、必要な措置を講ずる。**

**[令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置]**

### 郊外型水素スタンドにおける散水装置への上水道からの水の直接供給の許容

#### 【現状と課題】

- 水素スタンドには郊外型と都市型の2種類がある。
- 郊外型水素スタンドでは、防消火設備として、貯水槽を設置し、これを通じて散水装置に水を供給することが必要とされ、**上水道から散水装置への水の直接供給は認められていない。**
- 一方、**都市型水素スタンドでは、貯水槽を介さず上水道から水を直接散水装置に供給することが認められている。**
- **貯水槽の設置には広い場所を必要とし、設置コストもかかるため、郊外型水素スタンドの設置の障壁となっている。**

#### 【今後の方向性】

- **郊外型水素スタンドについても都市型水素スタンドと同様に、上水道から散水装置への水の直接供給が認められるよう必要な措置を講ずる。**

**[令和5年度措置]**

## 2-8. その他の見直し

### 非化石証書に係るトラッキング形式の改善

#### 【現状と課題】

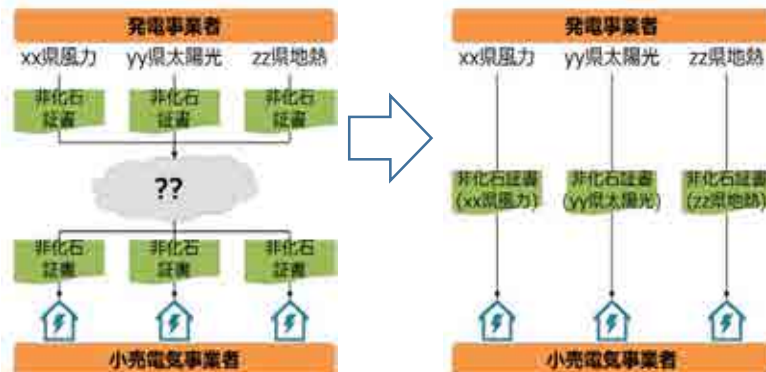
- FIT証書及び非FIT証書のトラッキングは、非化石証書購入者に対し、**希望する電源の属性状況を約定後に後付け**する方法を採用している。
- 一方、「RE100※」では、令和4年10月に要件が改訂され、目標達成のために調達する再生電力は、**運転開始15年以内**のものであることとされた。
- そのため、現状のトラッキングのままでは、「RE100」の要件を満たすことができなくなり、証書の活用も進まないおそれがある。

※世界各国の大手企業が加盟して自然エネルギー電力100%の使用を推進する国際イニシアティブ

#### 【今後の改革の方向性】

- 証書の購入者が、**運転開始年月を選択して証書を調達**できるようトラッキング方法の見直しを検討し、必要な措置を講ずる。 **[令和5年度上期措置]**

#### ＜トラッキングのイメージ＞



(出典: 経済産業省HP 非FIT非化石証明トラッキング実証実験事業者向け説明資料より抜粋)

### 太陽光発電設備の更新・増設時のFIT・FIP価格に係る見直し

#### 【現状と課題】

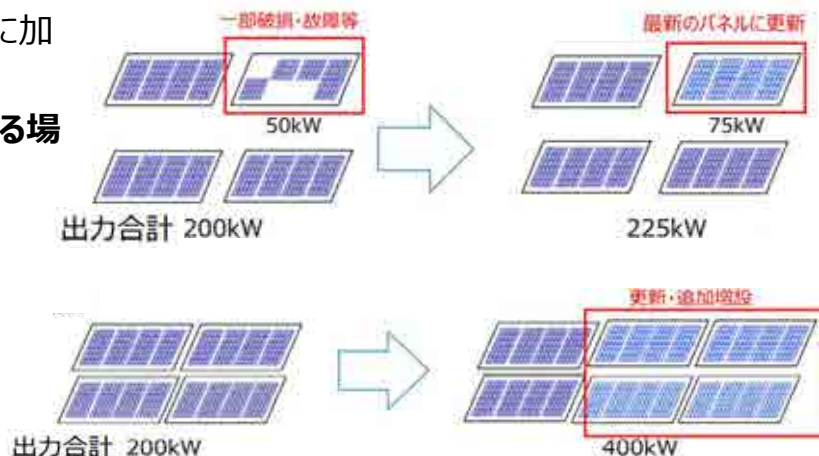
- カーボンニュートラルの実現のためには、適地への新規の再生電力大量導入に加えて、既に土地や系統が確保されている**既設再生電力の有効活用が重要**。
- 現在は、太陽光発電設備の**更新・増設により、出力(kW)が増加する場合には、既設部分も含めて最新のFIT調達価格等が適用される**※。
- ※ただし、増出力が3kW未満かつ3%未満の場合は例外とされている。
- そのため、既設再生電力の増設や更新による有効活用がされにくい状況。

#### 【今後の改革の方向性】

- 更新・増設を促すため、**既設部分と更新・増設部分を切り分けてFIT調達価格等を設定すべく、必要な措置を講ずる。**

**[令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置]**

#### ＜更新・増設イメージ＞





## 3-1. 外国人材の受入れ・活躍の促進

### 【現状と課題】

- 特定技能制度について、深刻化する人手不足の状況や業界からの要望を踏まえ、**対象分野の追加に向けた検討が必要**。
- 特定技能制度及び技能実習制度について、**受入れ企業に求められる書類作成業務などの負担を軽減する観点から、手続の合理化及び省力化に向けた工夫が必要**。
- 我が国の専門学校を卒業した外国人材に一層の活躍の機会を提供するため、**在留資格「技術・人文知識・国際業務」の取得に当たり、業務と専攻の関連性を大学等の卒業生と同様に柔軟に扱うことを検討することが必要**。

### 【今後の改革の方向性】

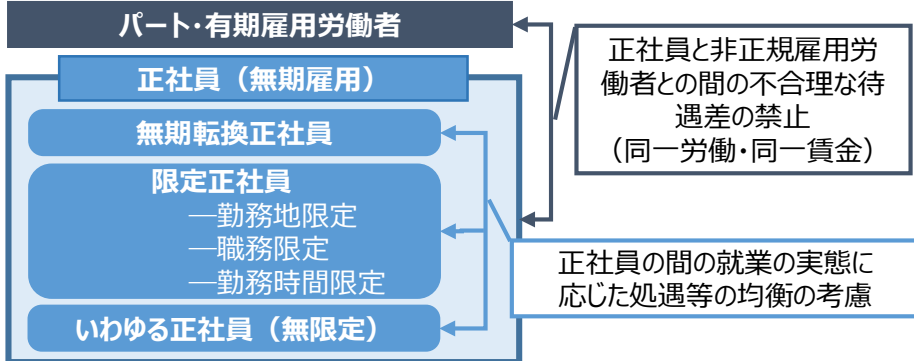
- **在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」の対象となる分野の追加を検討する。特に「特定技能2号」については、速やかに検討を進め、具体的な措置を講ずる。**  
[（前段）令和5年度検討、結論を得次第速やかに措置、（後段）令和5年上期検討、措置]
- 特定技能所属機関による定期届出に関し、**特定技能所属機関の実績を考慮した定期届出の頻度の低下を含む手続の簡素化に向けた見直し**について検討し、必要な措置を講ずる。 [令和5年中結論、結論を得次第速やかに措置]
- **技能実習制度に関する手続について、書類等の重複排除などの観点から、簡素化に向けた見直し**を検討し、必要な措置を講ずる。また、今後の技能実習制度の見直しにおいては、手続が簡素で合理的なものとなるよう検討する。  
[（前段）令和5年度検討、結論を得次第速やかに措置、（後段）令和5年度検討開始]
- **技能実習計画の認定申請に関する手続について、オンライン化に向けた検討**を行い、必要な措置を講ずる。  
[令和5年度検討、結論を得次第速やかに措置]
- **文部科学大臣が認定した専門学校の卒業生については、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の取得に当たり、業務と専攻の関連性を柔軟に取り扱うことについて検討**を行い、必要な措置を講ずる。また、**特定活動46号**について、**当該認定を受けた専門学校を修了した者などを新たに対象に加えることについても検討**し、必要な措置を講ずる。  
[令和5年上期検討、措置]

# 3-2. 多様な正社員（限定正社員）の活用促進

## 【現状と課題】

- 円滑な労働移動にも資する重要な取組である「多様な正社員」制度の活用を促進するためには、雇用形態にかかわらず就業の実態に応じた処遇等の均衡が図られるよう周知することや情報提供を充実させることが必要。
- あわせて、労働者のキャリア形成支援の強化が必要。

「多様な正社員」のイメージ



## 【今後の改革の方向性】

- 「多様な正社員」制度の活用促進のため、正社員の間においても就業の実態に応じて処遇等の均衡を考慮すべきことについて使用者に対し周知するとともに、無期転換後の労働条件を明示する場合においては、就業の実態に応じて均衡を考慮した事項について、当該労働者に説明が行われるよう、必要な措置を講ずる。  
[（前段）令和5年度上期措置、（後段）措置済み]
- 「多様な正社員」制度を活用している企業の事例について実態調査を行い、限定正社員の処遇等を含めた情報提供の充実を図る。  
[令和5年度措置]
- パートタイム・有期雇用労働法の施行状況について実態調査を行った上で、必要な措置を講ずる。  
[令和5年度検討、結論を得次第速やかに措置]
- 職業訓練や学び・学び直しの支援に関する研修を受講したキャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングの機会を提供する。  
[令和5年度措置]
- 多様な働き方に応じたキャリア形成支援に関するキャリアコンサルタント向け研修を新規開発・提供し、キャリアコンサルタントの専門性の向上を図る。  
[令和5年度措置]
- 中学生・高校生向けに「多様な働き方」や、その前提となる労働法の基本的な考え方に関する情報提供を強化する方策について検討し、必要な措置を講ずる。  
[令和5年度検討、結論を得次第速やかに措置]

# 3-3. 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」の充実

## 【現状と課題】

### (大学)

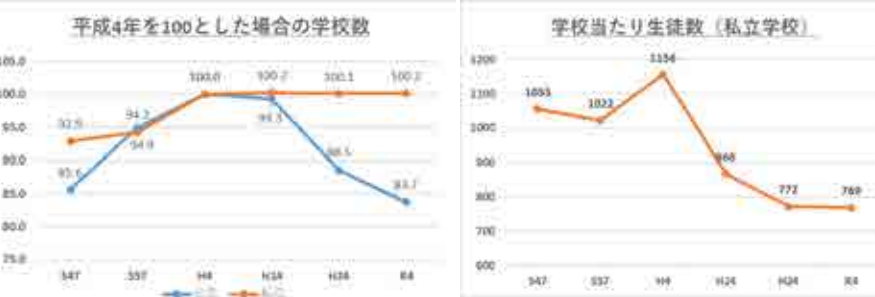
- 主に私大について、学校数の一貫した増加に対し、撤退等の事例はわずかで、経営の小規模化が考えられる。  
→ 参入に係る規制・制度は見直されてきたが、連携・統合や撤退に係る事後型の規制・制度に課題



(※ 学校基本調査を基に内閣府規制改革推進室にて作成)

### (高等学校)

- 少子化に伴い公立学校の統廃合が進む一方、私立の学校数は横ばいで、経営の小規模化が考えられる。  
→ 参入に係る事前型の規制・制度の見直しが必要



(※ 学校基本調査を基に内閣府規制改革推進室にて作成)

## 【今後の改革の方向性】

### (大学)

- 大学設置基準等の見直し **[令和5年度以降継続的に措置]**  
・大学設置基準によらない先進的な取組を可能とする **特例制度** について、活用促進に向けた制度・運用の見直しの検討 等
- 情報公開・事後評価 **[令和5年度措置(一部令和4年度検討開始)]**  
・ **オープンデータ整備**、比較可能な指標を設定したモニタリング、**網羅性・検索性・比較可能性を確保した大学ポートレートの整備**、**経営情報の公開の在り方について検討** 等  
・ **アウトカムを重視した認証評価**、**評価の妥当性のメタ評価**、**教育研究・経営の事後評価全般の妥当性検証** 等
- 連携・統合及び縮小・撤退 **[令和5年度検討、令和6年度以降措置]**

- ・ 現行制度が各大学の判断や取組の後押しとして機能しているか等について、**以下の観点**を踏まえ、**調査研究**を行うとともに **在り方・プロセスの包括的な見直し**に向け検討  
① 経営者の行動変容を促す措置、② 経営に関するシミュレーション、③ 経営判断指標・基準値の設定、④ デューデリジェンスの在り方、⑤ 再建・撤退の判断基準の整備、⑥ 支援機関やスキームの整備

### (高等学校)

- ・ **定員調整等の現状や公正な競争を実現する上での課題**について、関係機関の見解を踏まえ **実態把握** 等 **[令和5年措置]**  
・ **私立学校審議会の公正性・透明性**の一層の確保

# 3-4. 初等中等教育における

## 課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革

### 【現状と課題】

**(課題解決)**  
 ・教員の働き方改革等の社会課題の解決が急務  
 ⇒しかしながら、既存の制度（教育システム）が、課題解決の障害にもなっている。

	小学校			中学校		
	H18	H28	R4	H18	H28	R4
全勤務時間	10:24	11:02	10:34	10:52	11:18	10:47
うち、児童生徒の指導に係る業務 (割合%)	8:34 82.4%	9:09 82.9%	8:58 84.9%	8:54 81.9%	9:27 83.6%	9:07 84.5%
【参考】正規の勤務時間	7:45	7:45	7:45	7:45	7:45	7:45

(※ 教員勤務実態調査（平成18年度、平成28年度、令和4年度速報）を基に内閣府規制改革推進室にて作成)

**(教育イノベーション)**  
 ・教育イノベーションを促す施策を行っても、全国的に普及せず地域差も存在  
 ⇒ICTに通じた人材の確保等の「課題解決」が進んでいないことが、教育イノベーションに向けた取組の足かせになり、消極的な姿勢につながっている。



・**社会課題の解決に向けた取組を、教育イノベーションの促進に向けた取組を進める好機と捉え、それらを両立させる教育システムの再構築に取り組むべき。**  
 ⇒このため、教育システムの変革に向け、そのプロセスを意識しつつ、課題解決と教育イノベーションの促進を同時に図る制度・運用の見直しに取り組むことが重要

### 【今後の改革の方向性】

**教育現場の実態や課題の効率的かつ的確な把握**  
 ・教育現場の実態の的確な把握、教育現場の負担軽減の観点からの、調査の適切な実施

**[令和5年度以降継続的に措置]**

**情報技術の活用等による教育現場の創意工夫を通じた教育イノベーションの創出**

・情報教育等に関する教育コンテンツの充実、関係者が利用しやすい公開方法の検討

**[令和5年度措置]**

**教育に関する政策効果等の検証・評価の充実**

・対面型授業、遠隔授業等の教育効果の把握に向けた検討  
 ・教員に係る各種要素や入職プロセスと教育効果との関係の実証研究

**[令和5年度以降継続的に措置]**

**[令和5年度以降継続的に措置]**

**教育政策に関する評価結果や好事例の展開と活用拡大**

・特例制度の実施状況等を取りまとめたウェブサイトの作成  
 ・CBT（Computer Based Testing）システムの活用促進

**[令和5年度措置]**

**[令和5年度措置]**

**的確な評価や情報の展開を通じた教育システム変革**

・教員の負担軽減及び教育の質の向上のための、教員の適切な役割分担の実現に向けた検討（①教員等の業務の整理、②教員の負担軽減、③外部人材の活用促進、④学校組織マネジメント強化）

**[令和5年度措置]** 26

### 3-5. 里帰り出産を行う妊産婦の支援

#### 【現状と課題】

- 出生数が長期的にみて減少傾向が続く中、誰もが安心して妊娠期間を過ごし、出産できるような環境整備は急務。
- 妊産婦のうち約4分の1が住所地以外の自治体で里帰り出産を行っているが、里帰り先の自治体で妊産婦の情報を体系的に把握する手段がなく、行政支援につながらないといった課題などが山積。
- 里帰り出産を行う妊産婦の情報の自治体間連携、自治体と医療機関との連携、情報連携に当たっての情報システム  
△ の活用等を通じ、妊産婦の安心のために、**妊娠・出産・育児の切れ目のない行政支援につながる環境整備を迅速に推進する必要。**

#### 【今後の改革の方向性】

- こども家庭庁は、「伴走型相談支援」の継続的な実施に向け制度化を検討し、必要な措置を講ずる。あわせて、**出産後速やかなリスク評価の実施、医療機関や自治体が連携して必要な支援につなげる取組**を推進するための措置を講ずる。また、リスクアセスメントシートの周知・効果的な活用方法等を検討し、必要な措置を講ずる。  
**[令和5年度検討、令和6年度以降措置]**
- こども家庭庁は、**里帰り出産をする妊産婦に対して、産前・産後ケア等の情報を提供し、必要な支援が行えるようになるための環境整備**について検討を行い、必要な措置を講ずる。  
**[令和5年度上期措置]**
- こども家庭庁は、デジタル庁と連携して、**伴走型相談支援における相談記録等をマイナンバー法に基づく自治体間での情報連携が可能となるよう**検討を行い、必要な措置を講ずる。あわせて、**里帰り出産をする妊産婦について、自治体や医療機関との間での情報連携の在り方**について検討を行い、必要な措置を講ずる。  
**[令和5年度検討、令和6年度以降措置]**